

# 埼玉県済生会加須病院看護師奨学金規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院が、当院の理念及び活動方針を理解し、当院での就業を希望する後継者（看護師）を育成するために奨学金制度を定める。

## (名称)

第2条 この制度の名称は「看護師後継者育成奨学金制度」とし、奨学金の貸与を受けるものを奨学生とする。

## (奨学生の資格)

第3条 本規程の主旨を認め、看護師の資格取得を目指し、資格取得後、当院に勤務する意志のある者で、看護学校に在学中の者および「病院奨学生推薦型選抜」を受験する希望のある高等学校在学中の者を対象とする。

## (奨学生および保護者等の義務)

第4条 奨学生は、当院の理念及び活動方針を理解するとともに、看護師の資格取得を目標に勉学に励むこと。

- 2 奨学生は常に居住を明らかにし、変更があった場合はすみやかに届け出なければならない。
- 3 奨学生は、当院より修学状況の報告を求められた場合には、成績証明書等を提出したうえで、これに応えなければならない。
- 4 奨学生および保護者等は、当院より面談を求められた場合には、これに応じなければならない。

## (奨学生の人数)

第5条 経費における人件費率と安定的な新卒看護師の採用を鑑み、採用年度毎に5名程度（病院奨学生推薦型選抜1名を含む）を上限とする。

## (申請の手続き)

第6条 この規程により奨学金を希望するものは、次の関係文書を一括して当院人事・総務課に提出するものとする。

- 2 奨学金申請書（様式28）
- 3 振込口座届（様式30）
- 4 本人履歴書（写真添付）
- 5 入学及び在学証明書（特に指定なし）
- 6 健康診断書（当院指定）

- 7 成績証明書（高校在学中の対象者は内申書とする）
- 8 その他当院が必要と認めたもの

（選抜方法）

第7条 選抜試験は年1回とし、奨学金を希望する者は申請の手続きに必要な書類を準備した上で、当院の指定する日時に筆記試験および面接試験等を受験すること。

（審査と承認）

第8条 本規程の審査と承認手続きは以下のとおりとする。

- 2 当院看護部長を起案者とし、定められた関係文書を管理運営会議に提出する。
- 3 管理運営会議は奨学金規程の適用要件にそって審査し、承認又は不承認を決定する。
- 4 審査結果の通知は文書（様式31）ですみやかに本人に通知する。

（契約）

第9条 契約した場合は、当院と本人との間で奨学金貸借契約書を締結する。（別紙様式29）

（貸与基準と支払い）

第10条 奨学金の貸与基準と支払いは以下のとおりとする。

- 2 貸与期間：奨学金貸与を申請した月から卒業する月までとする。
- 3 貸与金額：奨学金は月額5万円とする。
- 4 貸与日：原則25日とし、該当日が休日のとき、又は金融機関の休日にあたるときは、その前日に支給する。
- 5 利息：なし。
- 6 在学中に留年が決定した場合は、卒業年度までの延長貸与ではなく契約した時点での期間の貸与とする。

（返済免除）

第11条 当院に採用された後、奨学金貸与期間と同一の期間勤務した場合には奨学金の返済を全額免除する。ただし、「病院奨学生推薦型選抜」の奨学生は、奨学金貸与期間の1.5倍である6年間勤務した場合には奨学金の返済を全額免除する。

（奨学金貸与の停止と復活）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸与を停止する。

- 2 休学となった場合
- 3 停学となった場合
- 4 奨学金交付期間内に復学した場合は、速やかに奨学金の復活届を提出し、承認された者に限って交付が再開される。
- 5 奨学金交付期間内に復学しない場合は、第13条と同様の扱いとする。

(奨学金貸与の終了と一括返済)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本規程の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

- 2 採用試験の結果において、不採用となった場合
- 3 面談の結果、学業への意欲が乏しく改善が期待出来ないと判断した場合
- 4 看護学校を退学した場合または卒業が不可能となった場合
- 5 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞した場合
- 6 奨学金を受けた職員が奨学金貸与期間と同一および規程で定められた期間勤務せずに退職した場合
- 7 2号3号4号5号6号に該当した場合には、奨学生辞退願(様式32)を病院に提出しなければならない。

(入職辞退)

第14条 奨学生が卒業後、本規程の主旨に反し、当院に就職することができなかった場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

(資格取得できなかった場合)

第15条 卒業(必要な課程を修了)後、看護師の資格を取得できなかった場合は、1年間の限度に返済を延期できる。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、尚かつ当院への入職の意志がある者とする。  
これらの意志が無い場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第13条と同様の扱いとする。

(特例事項)

第16条 本規程にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、管理運営会議が判断する。

(付則)

この規程は平成19年 4月 1日より施行する。

平成22年10月 1日 一部変更

平成23年 4月 1日 一部変更

令和 6年 9月 1日 一部変更